平成２６年（フ）第１２号
高知市大津乙1242番地１　第14つくもコーポ110
債務者　柳井　明美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６号
熊本県阿蘇市役犬原587番地３
債務者　中嶋　忠治
1　決定年月日時　平成26年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第５６号
東京都町田市三輪緑山２―2133―１鶴が丘ガーデンホスピタル４Ａ、住民票上の住所東京都町田市本町田3549番地３藤の台団地２―24―204
債務者　大谷　和子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後１時10分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８７号
横浜市金沢区谷津町279番地５　イースト金沢文庫105号
債務者　山田　秀房
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７５号
横浜市青葉区あざみ野２丁目32番地５　中川ハイツ202（住民票上の住所）
債務者　中村　美春（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２９号
神奈川県海老名市杉久保北４丁目28番20号
債務者　三浦　　武
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９４号
大阪府東大阪市玉串町東２丁目４番24号　カーサ・フェリーチェⅠ　101号
債務者　本多福秀こと　金　　福秀
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１号
北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目５番地　宮園公住Ｍ１―104
債務者　佐藤久美子（旧姓芳尾・野田）
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２２５号
横浜市磯子区磯子２丁目20番50号　ドルフ安藤橋Ⅲ409号
債務者　田村早智子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３６８９号
埼玉県川口市西青木１丁目12番９号
破産者　渡盛商事株式会社
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８２１７号
東京都江戸川区西小岩３丁目９―９―303
破産者　中井　利光
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２５８号
神奈川県川崎市宮前区鷺沼１丁目18―19―302
破産者　木村　政義
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９９５８号
埼玉県所沢市緑町２丁目10―８―101、住民票上の住所埼玉県川口市青木４丁目21―２―1007
破産者　李　　東昱
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７０５号
東京都大田区西蒲田６丁目13―21
破産者　武　　裕子（旧姓戸松）
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５５４号
東京都江東区福住１丁目３―３　鎮目コーポ３Ｆ
破産者　中村　泰彦
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６０１号
東京都大田区新蒲田１丁目20―６―304
破産者　力武将二郎
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０３７号
東京都北区豊島５丁目５―９―708
破産者　國奥めぐみ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部